

思いやり型返礼品事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、ふるさと納税利用者からの寄附の受付及び応援金の交付を行う思いやり型返礼品事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援金 市から事業実施者への交付金をいう。
- (2) 思いやり型返礼品 ふるさと納税利用者から、市を通じ社会貢献に繋がる活動をする事業者への応援金として贈呈される返礼品をいう。
- (3) 提案者 応援金を希望する個人またはグループ、法人をいう。
- (4) 提案事業 提案者が提案し、実施する事業で応援金を希望するものをいう。
- (5) 事業実施者 思いやり型返礼品事業に採択された提案者をいう。
- (6) 市民会議 北上市協働推進市民会議をいう。

(提案者資格)

第3 提案者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 特定の政党の利害に関する政治活動を行わないものであること。
- (2) 特定の宗教、宗派、教団等を支援する活動を行わないものであること。
- (3) 事業計画に基づき、事業を実施することが見込まれるものであること。
- (4) 提案者が法人の場合は、市内に事務所ないしは活動拠点を有するものであること。(主に北上市の出身者で構成される市外の団体が北上市の公益に寄与する場合を含む。)なお、提案者が個人(法人格を持たない任意団体を含む)の場合は、市内に活動拠点を有するものであること。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成13年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下、同じ)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にあるものではないこと。かつ、次に掲げる事項に該当しないこと。
 - ア 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているもの。
 - イ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約を締結しているもの。
 - ウ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与しているもの。
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有しているもの。
- (6) 市税の滞納がないこと。法人格がない任意団体の場合は、代表者に市税の滞納

がないこと。

(募集期間)

第4 提案事業の募集期間は、通年とする。

2 事業期間満了後、事業実施者は同一の事業について再度提案することができる。

3 前項の提案の期間は、事業期間満了の1か月前からとする。

4 第13第2項に規定する採択数が上限数に達している事業実施者が新規事業を提案できる期間も前項のとおりとする。

(提案方法)

第5 提案者は、提案事業について、思いやり型返礼品事業提案書(様式第1号。以下「提案書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出する。ただし、第5号に掲げる場合は事業期間が複数年である場合に限る。

- (1) 提案者概要書(様式第1号付表1)
- (2) 事業計画書(様式第1号付表2)
- (3) 要望額調書(様式第1号付表3)
- (4) 年間スケジュール表(様式第1号付表4)
- (5) 年次計画書(様式第1号付表5)
- (6) 誓約書(様式第1号付表6)
- (7) 市税の滞納がない旨の証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(提案事業要件)

第6 事業は、社会貢献に繋がるものとする。

(事業期間)

第7 事業期間は、採択された日が属する年を初年度とし、最長3年とする。

(審査)

第8 提案事業の審査は市が行う。

(審査方法)

第9 審査は次に掲げるとおりとする。

- (1) 一次審査 第5の規定により提出された提案書について、書面により審査を行う。
- (2) 二次審査 面接等によるヒアリング審査を行う。また、必要に応じて調査を行う。

(審査基準)

第10 審査基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 課題の明確性 課題が明確であるか。
- (2) 地域性 提案事業を実施する地域の特性を踏まえた事業であるか。
- (3) 事業内容の妥当性 課題解決の手段として提案事業が妥当であるか。

- (4) 事業計画の妥当性 事業計画が具体的であり、現実的であるか。
- (5) 公共性 市が募集するにふさわしい公共性がその事業にあるか。
- (6) 予算の適正性 事業費の積算が適正であるか。
- (7) 総合評価 提案事業を総合して、思いやり型返礼品事業として適正であるか。

(辞退)

第11 提案者は思いやり返礼品事業を辞退するときは、速やかに市長あて報告するものとする。

(市民会議)

第12 市民会議の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 提案者資格および審査基準について市へ助言すること。
- (2) 実績報告書に基づき、提案事業継続の可否を市へ助言すること。

(採択)

第13 市長は、審査基準に基づき提案事業の採否を決定する。

2 採択数は、事業実施者1者につき最大3事業とする。なお、既に採択されている事業がある場合は、その事業を含めることとする。

3 市長は、採択結果を提案者に対して速やかに書面(様式第2号)により通知するものとする。

(寄附の受付)

第14 市長は、事業を採択したときは、速やかに寄附の受付を開始するものとする。

(寄附受付の停止)

第15 市長は、次に掲げる事項に該当する場合は、寄附の受付を停止することができる。

- (1) 事業実施者から事業中止等の申し入れがあったとき
- (2) 提案書(添付書類を含む)に虚偽の記載があったとき
- (3) 停止することが妥当という助言が市民会議よりあったとき
- (4) その他市長が認めるとき

(応援金)

第16 寄附金に対する応援金の割合は、別に定める。

2 応援金は、寄附があった翌月に交付するものとする。

3 応援金は、提案書に記載された応援金目標額を上限とする。

4 応援金の使途は、事業計画書に記載された内容に限るものとする。

(交付の申請)

第17 応援金の交付申請手続きについては、別に定める。

(事業内容の変更等)

第18 事業実施者は、事業の内容を実施前若しくは実施中に変更又は中止しようとするときは、思いやり型返礼品事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を変更

または中止する日の1か月前までに市長に提出し、市長の承認（様式第4号）を得ることとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 事業実施者は、当該事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告することとする。
（実績報告等）

第19 事業実施者は、思いやり型返礼品事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に実績を報告する。

- (1) 事業内容報告書（様式第5号付表1）
- (2) 収支決算書（様式第5号付表2）

- 2 前項の報告に基づき、市民会議において、寄附の継続について可否について助言をいただくものとする。

- 3 前項の結果については、公表するものとする。

- 4 実績報告は、毎年度行うものとする。

（補則）

第20 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。